

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第4回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成15年9月8日(月)10:00～12:45

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,相良朋紀,鈴木芳夫,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,金井参事官(審議官室),中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成16年4月期の再任(判事任命)候補者について
- 平成16年4月期弁護士任官候補者について
- 平成15年新任判事補候補者について
- 地域委員会の協議結果について
- その他

(2)次回の予定等について

5 議事

(1) 協議

・ 平成16年4月期の再任(判事任命)候補者について

庶務から、平成16年4月期の再任(判事任命)候補者の指名の適否について、最高裁から諮問を受けたことについて説明がされた。

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、重点審議者に関する情報収集について、地域委員会に対し、11月14日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告してもらうように要請すること、地域委員会において重点審議者に関する情報収集を行うに当たっては、その名誉やプライバシー等の保護に十分配慮する必要があること、検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供して情報収集する際には、重点審議者であることを特定せずに他の指名候補者と同様に情報収集をするよう地域委員会に要請することとしたほか、地域委員会における情報収集の範囲・方法についても取りまとめをした。

上記取りまとめを受けて、今回重点審議者とされた者について、地域委員会において情報収集をするに当たり、留意すべき事項が決められた。

・ 平成16年4月期弁護士任官候補者について

庶務から、平成16年4月期の弁護士任官候補者の指名の適否について、最高裁から諮問を受けたこと、既に所管の地域委員会において情報収集が進められていること(具体的には、所属弁護士会並びにそれに対応する裁判所及び検察庁に対し、所属する弁護士、裁判官及び検事に、「裁判官への任官を希望する弁護士 について、裁判官として任命されるべき者に指名することの適否に関する特段の情報を有する場合には、地域委員会がこれを受け付ける旨周知されたい」旨を依頼)、担当した裁判事件のリストについては、前回の取りまとめを受けて、委員長の了解を得て、委員会から任官候補者に対し、当委員会への提出を依頼していることが説明された。そして、担当した裁判事件のリストの取扱いについて、今後は、弁護士任官希望者の採用申込みの際にリストを提出してもらうこととし、諮問の段階で、当委

員会から地域委員会に対して名簿等と一緒に提供すること、リストの提供を受けた地域委員会は、所属弁護士会に対応する検察庁、弁護士会、裁判所に名簿を提供して情報を収集する際に、このリストを参考資料として提供すること、所属弁護士会に対応しない裁判所の係属事件については、係属裁判所に対し、担当裁判官の有する情報を提供するよう依頼することとし、その情報提供の依頼は、地域委員会管内の裁判所に対しては当該地域委員会が、そうでない裁判所に対しては当委員会が行うこととした。

なお、弁護士委員から、弁護士任官候補者に関する情報収集に当たり、裁判官への任官を希望していることを所属弁護士会の会員に周知する方法をとることについて、以下の説明、釈明がされた。今回の弁護士任官希望者については、日弁連としては、関係する各単位会に対し、今回に限り氏名を公表しての新たな情報提供は求めない取扱いにすることを要請した。その理由は、顧客、弁護士事務所の関係者との関係等では採用が決定されるまでは弁護士任官のための手続をとっていることが公表されないことを前提にしていること及び弁護士会側は推薦の過程で十分な審査をしており、その際の資料、情報は最高裁に任官申込みをした際に提供されているので、それが特段の情報に該当するとも言えることの2点であり、ご理解いただきたい。

これに対し、委員からは、次のような意見が出された。実体的な問題として、弁護士任官については、指名の適否を判断する的確な情報をいかに収集するかが課題になっているので、当委員会で協議して先のように取りまとめたはずであるが、今回限りとはいえ、弁護士会がご説明のような対応をされるとなると、どうやって情報を収集するのかが問題になる。手続的な問題として、日弁連がご説明のような措置をとるについては、少なくとも当委員会でその問題を議論し、了解を取っていただく必要があったのではないか。弁護士任官希望者が少ないという厳しい状況の下で、今回の任官希望者を確保されたという経緯にかんがみると、手続的な面で問題があると思うが、要は、弁護士任官者について実を伴ったデータをどのように収集するのかが問題であり、この点については、データが存在する蓋然性が高いところに情報収集を要請し、適格性について検証できる情報を収集することがポイントになるうが、他方、任官候補者のプライバシーを考慮したときに、無用に情報が流れることは避けるべきであり、この両者のバランスをとって考えていくべき問題である。今回の件については、弁護士任官者に限らず、裁判官、修習生も含めて、プライバシーに配慮しながらどのようにして有益な情

報を収集するのかという議論につなげていくべき問題であろう。弁護士会にも要請したにもかかわらず、弁護士サイドの情報が集まらないということでは、地域委員会として困るのではないかと、何か実質的に代わるような方策を考える必要がある。弁護士会が行っている推薦手続をどうするのかという問題と相関的な問題であるが、それをしているから、こちらではしなくていいということにならないのではないかと、今回の希望者については理解できないではないが、今後どうするのか、方策を示されることが必要ではないかと。

これに対し、弁護士委員から、手続的には当委員会に諮るべきであった、微妙な問題があるのでもう少し時間をいただきたい、大きな方向性としてはオープンにしてやっていくということがこの委員会の趣旨であると理解している、今後については、弁護士会内でも問題意識を持って検討を始めている、との説明がされた。

これを受けて、委員長から、いかにして的確な情報を集めるかという実質問題については、代替措置も含めて今後検討していく必要がある、今回は、弁護士からは十分な情報が入ってこないけれども、事件リストを基に裁判官、検察官から情報が入ってくる可能性があるので、今回はやむなしということでご了解いただけないか。手続的な問題については、地域委員会にも納得してもらうことが必要になるが、庶務で工夫してもらうことでどうかと諮られ、了承された。

・ 平成15年新任判事補候補者について

庶務から、平成15年新任判事補候補者の指名の適否について、最高裁から諮問を受けたこと及び任命までのスケジュールについて説明がされた。

情報収集に関し、大阪地域委員会において、「委員の一部から、司法修習生の判事補への任命候補者名簿を早急に地域委員会に下ろしてもらい、地域委員会において一般的な情報収集をすべきではないかとの意見が出されたので、これについては、中央の委員会に伝えることとし、中央の委員会において、一般的に情報収集するかどうかを検討してもらい、大阪の地域委員会は中央の委員会の取決めに従うものとする。」とされたことを受け、司法修習生の新任判事補候補者に関する地域委員会の情報収集の在り方について、協議された。その結果、実務修習中の情報で重要なものについては、実務修習結果報告書に記載されており、また、報告書提出後の事情についても追加的に報告してもらうことが可能なため、地域委員

会においては、弁護士会、検察庁、裁判所に対し、指名候補者名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが、地域委員会に新任判事補候補者に関する特段の情報が寄せられた場合には、それを指名諮問委員会に提供してもらうこととされた。

・ 地域委員会の協議結果について

庶務から、各地域委員会の協議結果について報告がされた。そのうち、仙台地域委員会における判事補から判事への任命、判事の再任に関する議論において、情報収集の一般的な方法として、当面、指名候補者名簿を管内全ての検察庁及び弁護士会に送付して情報の提供を受けるとされたことについて協議がされ、当委員会の取りまとめどおり、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対してのみ、指名候補者の名簿を提供する扱いとするよう、仙台地域委員会に伝えることとした。

・ その他

地域委員会による情報収集に関して何らかの問題が生じた場合等の対応の在り方について協議がされ、そのような場合には、委員長、作業部会長である戸松委員及び作業部会長代理である堀野委員と協議することとし、必要に応じて作業部会又は当委員会を開催することとした。

(2) 次回の予定等について

新任判事補候補者の履歴書、新任判事補志望者カードについては、次回の委員会の前の週に閲覧できるよう準備する旨、庶務から説明がされた。

(次回の予定について)

次回の委員会は、10月6日(月)午前10時から開催されることとなった。

以上